

広島県告示第八百四十六号

腐蛆病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条の規定によつて、次の区域に係るみつばち、巣箱、巢脾その他の腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出入を禁止する。ただし、船又は車に積載したまま通過する場合はこの限りでない。

平成二十年十月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

江田島市のうち能美町及び沖美町（付属の小島を除く。）